

京都府丹後地区絹織物業最低工賃の改正決定に
係る京都地方労働審議会の意見に関する公示

京都労働局一般公示第7号

令和7年10月6日、京都地方労働審議会から京都府丹後地区絹織物業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和7年10月21日（火）までに、京都労働局長（京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地）あて別紙様式により異議申出をされたい。

令和7年10月6日

京都労働局長 角南 巖



記

京都府丹後地区絹織物業最低工賃の改正決定に係る京都地方労働審議会の意見要旨

京都府丹後地区絹織物業最低工賃の全部を以下のように改正すること。

1 適用する家内労働者

京都府丹後地区（京丹後市、宮津市、舞鶴市、綾部市、福知山市、与謝郡をいう。）の区域内で絹織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 前1号の家内労働者に係る最低工賃額

別表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000 越につき、金額欄に掲げる金額

4 効力発生の日

令和8年6月1日

(別表)

1 最低工賃の内容

次の京都府丹後地区絹織物業最低工賃の全部を次のように改正すること。

- (1) 適用する家内労働者 京都府丹後地区（京丹後市、宮津市、舞鶴市、綾部市、福知山市及び与謝郡をいう。）の区域内で絹織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者
- (2) 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- (3) 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000 越につき、金額欄に掲げる金額

品目			織機の規格		品目の規格	金額
			織機の種類	開口装置	仕上げ幅	
後染	正絹無地ちりめん(平織)		小幅力織機	タペット	36センチメートル以上のもの	280 円
	正絹紋織物（もじり織物、縫取織物及び裏地として使用する織物は除く。）			ドビー又はジャカード		380 円
正絹着尺				650 円		
先染	（無地物及び黒共帯を除く。）	帯 （6 丁（※）以下）				2,000 円
		帯 （6 丁超え 9 丁未満）				2,000 円
		帯 （9 丁以上）	2,000 円			

※ 品目の帯欄に括弧書きされている丁数については、平均丁数を意味する。平均丁数とは、帯一本の織り上げにあたり、帯の紋柄、無地部分などを平均して杼（シャトル）が緯糸（よこいと）を何回打ち込んでいるかを表す。

平均丁数は、総紋紙枚数（総越数）を総地枚数（総地越数）で割ることにより算出される。なお、総紋紙枚数（総越数）、総地枚数（総地越数）は、それを指すものであればその名称の如何を問わない。

また、総紋紙枚数（総越数）をはじめとする平均丁数を計算し得る情報は、委託者が家内労働者に織りを委託するにあたって必要となる帯設計図面に記載すべきものである

が、これには電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）に記録されているものも含む。

(4) 効力発生の日

令和8年6月1日

(別紙)

異議申出書

令和 7 年 10 月 6 日、貴殿が公示した京都府丹後地区絹織物業最低工賃に係る京都地方労働審議会の意見について異議があるので、家内労働法第 9 条第 2 項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和 年 月 日

申出者

住 所

氏 名

職 業

京都労働局長 角南 巖 殿